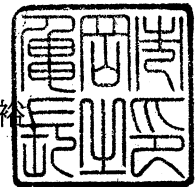


亀岡市告示第186号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

亀岡市長 桂川 孝裕



指定を解除した区域及び面積

区域	面積 (㎡)
千代川町小林下戸27	1,508